

下呂市告示第 146 号

## 市道の供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、市道を次のように供用開始する。

その関係図面は令和 2 年 6 月 16 日から 2 週間、別表の個所において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 6 月 16 日

下呂市長 山 内 登

### 別 表

縦 覧 個 所	閲 覧 時 間	備 考
下呂総合庁舎 建設部 建設総務課	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで 但し、土日祭日除く	

### 記

番 号	路 線 名	起 点 終 点	供用開始の期日
1	中原東 34 号線	下呂市火打字高ヶ平 1448 番 7 地先から 下呂市火打字高ヶ平 1492 番 1 地先まで	令和 2 年 6 月 16 日